

平成28年度フロン類の適正管理推進モデル事業  
公募要領

1. 公募の目的

環境省ではフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づき新たに規制対象に加わった業務用冷凍冷蔵空調機器の管理者が確実にフロン類を適正管理することを担保するため、地方公共団体に「フロン類の適正管理推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を委託して実施することにしており、モデル事業の委託先を選定するため、公募を実施するものである。

2. モデル事業の概要

フロン排出抑制法が平成27年度から施行されており、同法に基づき、業務用冷凍冷蔵空調機器の管理者が確実にフロン類を適正管理することが求められている。この規制対象となる管理者には、極めて広範な業種・規模の多くの事業者が該当する。指導監督を行う都道府県の体制も踏まえ、これら多くの管理者の適正管理を推進するためには、都道府県が効果的・効率的に適正管理を推進できる体制を整備することが必要となる。

このため、業務用冷凍冷蔵空調機器の管理者によるフロン類の適正管理を担保するため、都道府県が中心となった体制整備のモデル事業を実施し、その結果を評価・検証して共有することで、法の確実かつ円滑な施行を図るものである。

3. モデル事業の内容

公募により選定された地方公共団体（以下「事業者」という。）は、モデル事業の計画立案、協議会の設置・運営、フロン類の適正管理のための取組を実施するとともに、その成果の報告書を作成する。なお、モデル事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことがある。

(1) 計画立案

モデル事業の全体計画の立案、実施体制の確立を行う。また、必要に応じて、事業実施に必要な関係機関との調整等を行う。

(2) 協議会の設置・運営

県、管理者、設備業者、機器メーカー等から成る協議会を設置した上で、各主体におけるフロン類の管理の現状、適正管理推進のための課題を共有するとともに、フロン類の取組の推進策について検討を行う。（広範かつ多数の業種・規模の事業者が管理者となるため、特に、フロン類やフロン排出抑制法について十分な知見を有している者が少ないとの想定を念頭においた検討とする。）

(3) フロン類の適正管理のための取組の実施

フロン類の適正管理についての効果的な周知、フロン排出抑制法に基づく点検についての効果的な技術指導、適正管理に関する効果的な指導助言など、フロン類の適正管理のための取組を実施する。

(4) 報告書の作成

上記の(1)から(3)の内容を整理した報告書を作成する。

#### 4. 事業要件

モデル事業は、次の全ての要件を満たすことを要する。

- (1)効果的かつ効率的なフロン類の適正管理の推進が見込まれること
- (2)モデル事業の成果を踏まえ、事業終了後も事業実施自治体及び他自治体での取組が見込まれること

#### 5. 公募の対象となる団体

応募可能な団体は、都道府県とする。

#### 6. 事業期間

モデル事業の事業期間については、平成28年度の9月末までに着手し、平成28年度内に完了するものとする。

#### 7. 委託金額の上限

平成28年度の予算については、1事業あたり9,568千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に事業の選定、委託を行う。なお、事業の選定数、事業内容の審査によって、委託金額の変更について協議を行う場合がある。また、必要に応じて、事業者の財源による事業費の上乗せは可能とする。

#### 8. 事業実施の留意事項

- ①事業者は、モデル事業の期間中に環境省担当者と打合せを行う。また、事業者は環境省が設置する専門家による検討会に出席し、モデル事業の実施状況の報告を行い、検討会からの助言・指導に基づき、必要に応じて、事業内容の変更を行うものとする。
- ②モデル事業は、環境省と事業者が委託契約を締結し、事業を進めるものとする。

#### 9. 審査方法

##### (1) 審査の方法

モデル事業の選定は、(2)の審査基準に基づき、外部有識者による審査会での審議の上、環境省が決定する。また、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

##### (2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。なお、( )の数字は配点であり、合計は100点とする。

- ① 事業を実施することにより、フロン類の適正管理について十分な効果が期待されるか (30)
- ② モデル事業の事業終了後も継続した時に現実的に実施できる内容(費用等)となっているか (30)
- ③ 調査計画の考え方、事業の実施体制及び作業工程は適切か (20)
- ④ 事業実施により、他自治体への波及効果が期待されるか (10)
- ⑤ 効果的に事業を推進するための工夫があるか (10)

## 10. スケジュール

- 平成28年7月13日 公募開始
- 8月15日 申請書類締め切り
- 9月5日まで 審査・モデル事業の選定
- 9月6日以降 委託契約締結(詳細については、委託契約書による。)

## 11. 応募方法

### (1) 提出書類

モデル事業の実施を希望する団体は、別紙の「平成28年度フロン類の適正管理推進モデル事業提案書」を作成するものとする。

### (2) 提出期限

平成28年8月15日(月) 17時必着

### (3) 提出方法

提案書の提出については、郵便または、E-mailにて送付し、その旨を電話で環境省に連絡するものとする。なお、提出を確認した後に、環境省から受領の連絡を行う。

### (4) 提出部数

郵便の場合は、9部を提出する。(電子情報の場合は、1部)

### (5) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 齋藤

TEL : 03-5521-8329 FAX : 03-3581-3348 E-mail: [furon@env.go.jp](mailto:furon@env.go.jp)

### (6) 公募に関する問合せ

公募に関する問合せについては、平成28年7月28日までに書面(様式自由)をFAX またはE-mailにて、環境省(提出先と同様)に送付するとともに、電話連絡を行うこと。また、問合せの回答については、問合せ者に対して、環境省からE-mailで行うものとする。

(別紙)

## 平成28年度フロン類の適正管理推進モデル事業提案書

### 1. 申請の概要

事業名	(事業概要、事業実施地域が分かる名称とすること。)
事業の概要	(モデル事業について、概要を記述すること。)
申請都道府県名	名称： 住所： 代表者名：
担当者	氏名： 担当部署及び役職名： Tel/Fax： E-mail：
平成28年度事業費	

A-4 (タテ) 1枚以内で記載すること。

## 2. 事業の内容

以下の項目について、記載を行うこと。

### (1) 事業概要 (1枚)

事業内容全体について簡潔に説明

### (2) 事業実施地域の状況・課題 (1枚)

モデル事業実施予定地域の状況・課題を簡潔に説明

### (3) 調査計画 (1枚)

「3. モデル事業の内容」に示す項目毎の調査計画（基本方針、調査内容等）が分かるように説明

### (4) 実施体制 (1枚)

モデル事業実施に当たっての役割分担等の実施体制について図などを用いて説明

### (5) 作業工程 (1枚)

モデル事業実施に当たっての作業工程について表などを用いて説明

作業項目 (例)	平成28年度												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
〇〇の調整							←→						
△△の調査								←→					
□□の調査								←→					
協議会								▼		▼		▼	
報告書作成											←→		

・表内の作業項目は一例であり、申請に当たっては具体的な作業工程が分かるように記述すること。

(6) フロン類の適正管理の効果及び他自治体への波及効果 (1 枚)

フロン類の適正管理の効果及び事業の成果による他自治体への波及効果として想定される内容を説明

(7) 効果的に事業を推進するための工夫 (1 枚)

モデル事業終了後も継続して実施できるようにするための効果的な事業推進の工夫について説明

(8) その他の参考資料

(1) ~ (7) までの項目以外でアピールしたい内容があれば添付

### 3. 申請経費

○平成28年度分

申請経費区分	金額	積算内訳	
旅費			
諸謝金			
賃金			
報告書作成費 (印刷製本費)			
通信運搬費			
消耗品費			
会議費			
業務費計 (A)			
外注費内訳		外注費計 (B)	¥
外注予定先	金額	外注する業務の内容	

合計 (A+B)	
----------	--

- 上記費用区分は参考であり、提出する場合は事業者の費用区分を使用し、A-4 1枚以内で記載すること。
- 上記の事業に必要な経費については、上記経費を保証するものでなく、平成28年度フロン類の適正管理推進モデル事業の地方公共団体委託費の枠の中で調整される可能性がある。
- 事業者の財源による事業費の上乗せを行う場合には、内容を別表等で記載すること。